

岡山県社会福祉審議会の公開について

審議会の会議は原則公開とするが、特段の事情がある場合、出席委員の3分の2以上の多数の議決をもって、非公開とすることができる。

1 会議開催の周知

- ・ 会議開催日の1週間前までに、開催について報道機関に発表するとともに、福祉企画課ホームページに掲載する。
- ・ 周知する事項は、開催日時、場所、議題、報道機関の取材、一般県民の傍聴に関する事項等とする。

2 報道機関への会議公開

- ・ 会場内に報道席を設け、会議の取材を可能とする。
- ・ テレビカメラ等の撮影は、議事進行の都合上、会議開始後の5分程度までとする場合がある。

3 一般県民への会議公開

- ・ 会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を可能とする。
- ・ 傍聴者の定員は、10名程度（先着順）とし、開議前に受け付けることとする。
なお、会場の規模によっては、10名以内で席の設置が可能な人数とする。
- ・ 議事の進行を妨げる者に対しては、委員長より退場を命ずることができることとする。
- ・ その他詳細は、別紙「会議傍聴要領」のとおりとする。

4 議事概要等の公開

- ・ 議事概要及び会議資料については、会議終了後、福祉企画課ホームページに掲載する。

岡山県社会福祉審議会 会議傍聴要領

岡山県社会福祉審議会の会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数をもって非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は10名程度（先着順）としますが、会議室の制約上、10名以内であっても傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。
- (3) 傍聴の受付は、開始30分前から会場入口にて行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い、傍聴席に着席してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携行している場合
- (3) その他会議の公正かつ円滑な運営を妨害するおそれがあると委員長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、会場内において次のことをしてはいけません。

- (1) 開議後、みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食又は喫煙すること。
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯用電話装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の支障となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その指示に従わないときは、当該傍聴人に退場していただきます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。